

呉市教育委員会会議録
(令和2年1月29日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和2年1月29日定例会

- 1 開催日時 令和2年1月29日(水) 16:00開会
17:09閉会
- 2 開催場所 752会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
教育総務課長 安倍 広志
学校施設課長 森川 英司
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
学校教育課主幹 安部 ほずみ
教育総務課主査 上野 美帆
- 5 傍聴者 7人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第2号 請願書について(「呉市教科用図書の採択に関する規程」の一部改訂を求める請願)
 - (4) 教議第3号 令和2年度「呉の学校教育」
 - (5) 報告第2号 寄附受納について
 - (6) 報告第5号 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
 - (7) 教議第4号 臨時代理の承認について(令和元年度教育費補正予算)
 - (8) 報告第3号 令和2年度教育費予算復活要求について
 - (9) 報告第4号 学校給食に関するアンケート調査結果(概要)について

(16:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・舩尾委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (令和2年1月9日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第7及び日程第8については、予算に係る案件のため、日程第9については、議会に係る案件のため、非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第2号 請願書について（「呉市教科用図書の採択に関する規程」の一部改訂を求める請願）

教 育 長 それでは、日程第3の教議第2号「請願書について（「呉市教科用図書の採択に関する規程」の一部改訂を求める請願）」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

安 倍 課 長 それでは、教議第2号「「呉市教科用図書の採択に関する規程」の一部改訂を求める請願）」を御説明いたします。

資料1ページをお願いします。

本件は、更なる採択手続きの適正確保のために、「呉市教科用図書の採択に関する規程」の一部改訂を求める請願となっております。請願団体は、教科書ネット呉で、代表者は岩崎、花岡、中室、岸氏となっております。

請願内容は、3点ございます。

資料の2ページをお願いします。

まず、1点目は、1の総合所見に間違いがあった場合の処理の手続きを呉市の教科用図書の採択に関する規程のなかに明記すること、2点目は、2の教科書採択に係わる視点、方法を選定委員会で決定した後に、遅滞なく公開すること、続いて資料の3ページをお願いします。3点目は、3の呉市の教科用図書の採択に関する規程を訓令ではなく条例とすることの以上3点でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第2号「請願書について（「呉市教科用図書の採択に関する規程」の一部改訂を求める請願）」の説明がありましたが、本請願書には3点の要望事項がございます。審議を明確にするため、1点ずつ審議してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 それでは、順番に審議してまいりますので、まず1点目について事務局の説明を求めます。

安 部 主 幹 それでは、1点ずつ説明させていただきます。

1点目「総合所見に間違いがあった場合の処理の手続きを呉市の教科用図書の採択に関する規程のなかに明記すること」についてです。

まず、平成27年度に行った教科書採択事務において、作成した資料に誤記等があったことは重く受け止め、その後の採択事務においては、様式を分かりやすくしたりチェック機能を高めたりして、より間違いがないよう努めております。

総合所見等に間違いがあった場合は、様々なケースが想定され、これらを規程に明記することは難しいと考えております。これまでも、間違いがあった場合は、適切な手続を踏んで対応しており、今後も総合所見に間違いがあった場合の処理の手続きを採択規程等に明記していく予定はございません。

1点目については以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から、1点目について説明がありました。これについて、採択するか、不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

小 谷 委 員 間違いをしないようにすることが大前提だと思います。説明されたように、もし総合所見に間違いがあった場合、いろいろなケースが想定されるので、処理の手続を規程に盛り込むのは大変難しいのではないかと思います。ですから、これは不採択で良いのではないのでしょうか。

佐々木委員 確かにそういう側面はありますね。もし間違いがあった場合は、採択に関する規程は公開されている訳ですから、適切な段取りを踏んで処理をしていけば良いのではないかと私も思います。規程に明記は難しいでしょうが、その時々ケースに合わせて、これまでどおり適切な処理をしていく方が良いと思いますので、本請願については、不採択の方が良いと思います。

教 育 長 ただ今の、小谷委員や佐々木委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本請願のうち1点目については、不採択という御意見でありましたので、不採択することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本請願のうち1点目については、不採択とします。

続いて、本請願のうち2点目について、事務局の説明を求めます。

安 部 主 幹 2点目の「教科書採択に係わる「視点・方法」を選定委員会で決定した後に、遅滞なく公開すること」については、同団体から平成29年6月5日に出された請願の中に同様の内容があり、平成29年6月26日の定例教育委員会で、御審議いただいた内容の一つでございます。

本件、教科書採択に係わる「視点・方法」を選定委員会で決定した後に、遅滞なく公開することにつきましては、以前の審議の中で、教科書採択事務の公正性・透明性の確保に万全を期すということから、採択前の資料公開はしない方が良いとのことで、不採択と決定されております。

2点目については以上です。

教 育 長 　ただ今、事務局から、2点目について説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

森 尾 委 員 　本件につきましては、先ほど事務局から説明もありましたが、既に回答していると認識しておりますので、不採択にすることを考えてはいかがでしょうか。

船 尾 委 員 　これまでも、教科用図書の研究のために作成した資料については、呉市教科用図書の採択に関する規程等に基づいて、採択後、遅滞なく公表されておりますし、視点、方法についても、教科書採択の公正確保のため、これまでどおり、採択後、遅滞なく公開していくということで良いと考えますので、採択の必要は無いと思います。

教 育 長 　ただ今の、森尾委員や船尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、本請願のうち2点目については、不採択という御意見でありましたので、不採択することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本請願のうち2点目については、不採択とします。

続いて、本請願のうち3点目について、事務局の説明を求めます。

安 部 主 幹 　3点目の「呉市の教科用図書の採択に関する規程を「訓令」ではなく、「条例」とすること」については、12月の定例教育委員会会議で、教科書採択に係る裁判勝訴の報告をした際、教育委員の皆様から、教科書裁判は終了したが、これからも適切な採択事務に向けて、より良い方向に進むように調査・研究をすることが、要望として出されております。

このことを受け、呉市教育委員会事務局では、採択事務の公正性、透明性をより担保していけるように、採択規程についても、他都市の事例を参考にしながら、研究してまいります。

以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から、3点目について説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

船 尾 委 員 　一点質問なのですが、訓令と条例の違いを教えてください。

安 部 主 幹 　訓令は、上の機関が下の機関に対し、発する命令や指示のことで、原則、法的効力は持ちません。

条例は、県や市が各自でルールを決めることができるもので、法的効力を持つものです。

佐々木委員 　採択規程は、教科書採択の手續について定めるものと思います。ですから、条例とまではしなくてもよいような気もします。しかしながら、他の市町では条例に定められているところもあるとのことですから、多方面から検討して、法律の専門家や他都市の事例を調べていただいて、研究していく方が良いと思います。今後、研究を進めていくということで、採択としてはいかがでしょうか。

森 尾 委 員 　そうですね。やはり、前回の定例教育委員会会議でも、これからもより良い採択事務に向けて教科用図書の採択の在り方を調査、研究していくということをお願い

しており、その中で判断はいくつも出てくるとと思いますが、本請願については、私も採択で良いと思いますがいかがでしょうか。

教 育 長 ただ今の、佐々木委員及び森尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本請願のうち3点目については、採択という御意見がありましたので、規程を条例とすることについては、今後、他都市の状況を調査、研究していくということで採択することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本請願のうち3点目については、採択とします。以上で、本請願に係る全ての審議を終了いたしました。

本請願に対する審議結果について、あらためて整理いたしますと、1点目については不採択、2点目については不採択、3点目については、今後、他都市の状況を調査、研究していくということで採択となりました。

教議第3号 令和2年度「呉の学校教育」について

教 育 長 次に、日程第4の教議第3号「令和2年度「呉の学校教育」」を議題とします。事務局の説明を求めます。

安 部 主 幹 それでは、教議第3号「令和2年度「呉の学校教育」」について御説明いたします。

初めに、令和2年度の呉の学校教育のリーフレットについて、昨年度までと大きく変わっていることがありますので、まずその事をお伝えします。

これまで、「呉の学校教育」と「呉市が進める小中一貫教育」の2種類のリーフレットを作成してまいりましたが、来年度からはこれらを一体化して、「呉の学校教育」のみのリーフレットにいたします。

それでは、説明に入ります。資料5ページを御覧ください。来年度の「呉の学校教育」の表紙となります。

新しい学習指導要領総則においても、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質、能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく社会に開かれた教育課程が重要となることが示されております。そこで、地域社会及び家庭との連携、協働の中で、教育の目的を実現していくというイメージを表現したデザインとしております。

表紙下側の文章を御覧ください。1段落目は、ほとんど昨年度のものの変更はございません。2段落目は、先ほど説明しましたように新しい学習指導要領で重要視されていることから、「さらなる学校教育の充実のため、家庭や地域社会と連携及び協働し、『社会に開かれた教育課程』の実現に努めてまいります。」と記述しております。

次に、7ページを御覧ください。こちらが、「呉の学校教育」のグランドデザインとして新しく作成したものです。これまでリーフレットには、小中一貫教育のグランドデザインを掲載してきました。呉市が小中一貫教育を全市で展開し始めてか

ら10年以上の時を経て、学習指導要領も大きく改訂されており、今求められる教育の在り方、学力の捉え方等、大きく変化しております。呉市が進めてきた小中一貫教育の考え方や進め方について、教育委員会としても、見方や考え方を改めて考える必要性を感じ、協議を重ねて、このように新しく「呉の学校教育」のグランドデザインをつくりました。

令和5年度には、呉市で初めての義務教育学校創設も決まりました。呉の学校教育の中で、小中一貫教育は、研究を重ねてきた大事な手立てとして、これからもさらなる充実を図ります。

この大前提のもと、一番上の「呉に学び、自分を磨き、未来を創る」を呉の学校教育のコンセプトとし、その下に示しております4つの「つながり」を重視して教育活動を展開することで、子どもたちの「生きる力」を育成してまいります。

この「生きる力」は、下の図の中の赤い矢印で貫いております。家庭、地域社会との連携及び協働のもと、幼児教育、小中一貫教育、高等学校教育等の「つながり」を大事にして、子どもたちに、新しい時代に求められる資質、能力を育成します。

続いて、9ページを御覧ください。

先ほど御説明した新しい時代に求められる資質・能力を育成するために「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」という3つの視点で共通認識し、重点的に取り組む主な内容を載せております。

この図表の中段、少し下あたりの楕円模様の上に示している「一人一人のよさが伸びるために」の部分をご確認ください。教職員が、これらの取組みを進める上で、基盤となる児童生徒の理解の深化を図ることを、いかなる時も大切にする必要があるとの考えで黄色い丸の中に「多面的・総合的な児童生徒理解」、「児童生徒との信頼関係の構築」を示しております。

一人一人の児童生徒は、それぞれ違った能力、適性、興味、関心を持っているということを常に心に留め、画一的な指導のみに陥ることなく、個々に応じたきめ細かな指導等を大切にしていこうという考えです。

続いて、11ページを御覧ください。このページが、呉市の小中一貫教育に特化したページとなります。

左半分は、呉に学ぶという意味でも、各学校、地域の事態に即した魅力ある単元開発やカリキュラムマップに基づいた取組など、各中学校区の特徴ある取組を今後も継続していくことを示しております。

右半分が、小中教職員で進める授業改善の「考える授業づくり」の2年目の重点となります。

今年度、呉市全体で「考える授業づくり」を目指して授業改善に取り組んでいます。各中学校区の意識は高く、それぞれ工夫して考える授業に向けた授業改善が進んできましたが、授業に位置付けた子どもが考える場が、その教科のねらいを達成できるものだったのか、多様な考えを出し合うことにとどまり、考えが深まるまでに至っていないのではないかと、といった課題も見えてきました。

そこで、来年度は授業改善の重点を、教科等の本質に迫る考える授業づくりとし、その実現のために、発問の工夫をすることを示します。これらを徹底することで、授業改善の質の向上を目指します。

また、13ページは今年度と同様に、学校、家庭、地域が共に、学校の教育力を高

めるための呉の学校評価について掲載しております。

最後の14ページを御覧ください。

こちらは、取組の成果として、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」という3つの視点から、数値化したものと、児童生徒の記述等でまとめました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第4の教議第3号「令和2年度「呉の学校教育」」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　リーフレットについては、子どもを育てていく上で幼小中高の一貫したテーマが、保護者が見ても分かりやすく良いものになっていると思います。

その中で、深い学びという言葉について、先生方にどのような認識で浸透しているのかが分かりづらいので教えていただけますでしょうか。

安 部 主 幹 　深い学びについては、いろいろな理解の仕方がありますので、各学校で熟議をするよう指導をしているところです。授業の中で言いますと、その教科において、本来のねらいをきちんと達成していくことと、付けるべき力をきちんとつけていくことを抜きにして、深い学びの実現はないと考えます。さらに子どもたちが先生から教わるだけでなく、子どもたち自身が何のために学ぶのかという意識を持ち、他者との対話等により学びの質を高めることが、深い学びの実現に繋がると考えております。

佐々木委員 　家庭、地域、学校が一体となって教育を進めていくというのは、かなり前から言われてきておりますが、今回の呉市のトピックを教えてください。

安 部 主 幹 　今回のトピックは、社会に開かれた教育課程の実現を掲げております。学校だけによらず、家庭や社会とも連携を取りながら子どもたちを育てていく必要性があると考えておりますので、各時期に合わせた学習内容をしっかり地域等に説明し、意見をいただきながら進めていくことを重視した考え方となっております。

教 育 長 　社会に開かれた教育課程という表現が、この度の学習指導要領に加わっております。これは、学校教育の教育課程自体を、社会や地域にしっかり発信し、理解していただいた上で意見をいただきながら進めていくということです。これを受けて呉市としても、社会や地域との繋がりを強く持ち、やっていくということを大きく掲げ、連携しながら進めていこうと考えております。

佐々木委員 　地域全体で子どもたちを育てていくということはとても良いことだと思いますので、先生方の勤務時間が超過することのないよう働き方改革とのバランスを取りながらぜひ進めていただくようお願いします。

森 尾 委 員 　幼児教育と高等学校教育も加わり、子どもたちに人間関係を段階的に学ばせるということは大事なことだと思いますし、非常に良いリーフレットになっていると思います。

小 谷 委 員 　小中一貫教育がどのような仕組みになっているのかということや、さらに家庭や地域との繋がりを大切にしていくということもよく分かり、綺麗なリーフレットでとても良いと思います。子どもたちが、呉で学んで良かったと思えるような教育を進めていけるようお願いいたします。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第2号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第5の報告第2号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、報告第2号「寄附受納について」御説明いたします。
資料の15ページを御覧ください。

この度、創価学会中国事務総局より安浦小学校及び豊小学校に対し、142万5,820円相当の物品の寄附申し込みがあり、これを受納することとしました。これは、自然災害で被害を受けた学校などを中心に行われている優良図書の贈呈活動の一環ということで、豪雨災害で被害のあった安浦小学校及び豊小学校において図書各300冊、書架各1台の寄附を受けることとしたものです。この寄附については、12月3日に贈呈式が行われました。

次に、呉安浦ライオンズクラブより安浦中学校に対し、126万5,880円相当の物品の寄附申し込みがあり、これを受納することとしました。これは、呉安浦ライオンズクラブ結成40周年に関連して、地元の学校である安浦中学校にチューバ及びバリトンサクソフォンの寄附をいただいたものです。

それぞれ写真を添付しておりますので、御参照ください。
説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第2号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 地域に根ざした団体から、被災された学校にたくさんの御寄付をいただき、学校や保護者の方も喜ばれていると思います。こうした御寄付をいただいた後に、団体の方には御礼状の発行等といったことはされているのでしょうか。

森 川 課 長 御礼を兼ねて感謝状の贈呈をいたしましたり、目録をいただく際には学校全体で先生と児童生徒も一緒にセレモニーを開催したりしております。

教 育 長 他に御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第5号 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

教 育 長 次に、日程第6の報告第5号「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 それでは、報告第5号「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」を御説明いたしますので、資料の16-1ページをお開きください。

これは、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について国、県からの通知を受け、呉市教育委員会から呉市立小中高等学校に昨日通知したものです。国や県からの通知もごさいますが、内容が重複しますので抜粋としております。

本感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降新型コロナウイルスに関連した肺炎が発生し、国内でも感染者の症例が報告されているところです。呉市立小中高等学校においては、現在のところ該当者はおりません。各学校に対しては、風邪やインフルエンザへの対策と同様に、マスク着用等による咳エチケットや手洗い等の感染対策を行うとともに、ホームページによる最新情報を確認し、児童生徒や保護者、教職員へ周知するとともに、安全確保に最新の注意を払うよう、指示しております。

現在、呉市としては、注意体制として情報共有、現状把握を行っており、昨日新型コロナウイルスに関する感染症対策連絡会議を開催し、呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて対応しているところです。

この行動計画により、広島県が警戒本部を設置した場合、呉市も警戒体制に移行し、必要に応じて各学校に指示等を行う予定です。

今後も関係機関と連携を図り、情報収集を行いながら適切に対応してまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の報告第5号「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 正確な情報と適切な行動を取ることが大事だと思います。もし感染者が確認されたとしても、差別に繋がることのないよう、手指消毒やうがいをきっちりとするなどの正確な情報の発信と学校教育を進めていただきたいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

(16:43)

教議第4号 臨時代理の承認について（令和元年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

報告第3号 令和2年度教育費予算復活要求について

(非公開案件です。)

報告第4号 学校給食に関するアンケート調査結果（概要）について

教 育 長 次に、日程第9の報告第4号「学校給食に関するアンケート調査結果（概要）」に

ついて」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森川課長 それでは、報告第4号「学校給食に関するアンケート調査結果（概要）について」御説明させていただきます。

資料の23ページを御覧ください。

(1)の調査目的です。食育の推進及びデリバリー方式を含む学校給食の提供体制を検討する上で、児童生徒の食生活や給食の実態を把握することを目的として調査を行いました。

次に、(2)の調査対象・方法です。まず児童生徒数ですが、全小学校6年生及び中学校2年生3,470人を対象としました。

続きまして保護者数ですが、小学校6年生及び中学校2年生の保護者とデリバリー方式実施校は全学年の保護者6,148人を対象にしました。最後に、教職員は全員1,262人を対象として実施しました。

(3)の調査内容及び(4)の調査時期は記載のとおりでございます。

続きまして、(5)の対象数と回収率でございます。表の右下を御覧ください。児童生徒の回収率は合計で、95.1%、保護者は76.2%、教職員は92.3%となっております。

それでは、24ページをお願いします。2の給食の評価の欄の(1)の味、温度、献立、量に対する評価でございます。図1から4の1行目と2行目を御覧ください。

まず、アの児童生徒の評価でございますが、小中学校の自校調理、共同調理校については4項目全てにおいて、「よい」又は「ふつう」と答えた児童生徒の割合が95%を超えております。

各図3行目のデリバリー実施校は、味、温度が「よい」又は「ふつう」と答えた生徒の割合が約6割程度となっており、自校調理校及び共同調理受配校と比較し、低い評価となっております。

25ページをお願いします。イの教職員の味、温度、献立、量に対する評価です。

概ね児童生徒と同様の結果となっておりますが、デリバリー実施校の味の評価については、「よい」又は「ふつう」と答えた職員の割合が、約7割程度と児童生徒より高い数値となっております。

26ページをお願いします。(2)の食育における役割でございますが、小学校については「果たしている」が88.5%、自校調理校及び共同調理場受配校についても、73.4%と高い数値となっておりますが、デリバリー実施校については、34.7%と低い評価となっております。

27ページをお願いします。3の希望する給食の提供方法等の(1)の中学校給食の提供方法に対する児童、生徒、教職員の希望のうち、アの小学校児童の希望でございます。

図10の円グラフにありますように、給食室や給食センターが30.2%、デリバリー給食か持参弁当の選択方式が22.9%、持参弁当が46.4%という結果となっております。

28ページを御覧ください。イの中学校給食の提供方法に対する中学校生徒の希望でございます。図11は自校調理校等294名からの意見で、図12がデリバリー実施校1,279名の意見となっております。

図11の自校調理校，共同調理場受配校では，給食室や給食センター方式が63.6%と最も高く，デリバリー実施校では図12のとおり，給食室や給食センター方式34.6%，選択制デリバリー方式が33%，持参弁当が30.6%と同程度の割合となっております。

29ページをお願いします。ウの中学校給食の提供方法に対する教職員の希望でございます。図13では，左から小学校教職員729名，中学校自校調理校教職員139名，中学校デリバリー実施校教職員297名の意見となっております。

小学校と中学校の自校調理校及び共同調理場受配校教職員については，給食室や給食センター方式が小学校では71.6%，中学校では87.8%と高くなっているのに対し，中学校デリバリー実施校では，選択制デリバリー方式が36.4%と高くなっております。

30ページをお願いします。(2)の中学校給食に対する保護者の希望でございます。

図14にございますように，小学校，中学校いずれの保護者も給食室や給食センター方式の希望が多いという結果となっております。

図15を御覧ください。給食室や給食センターを選んだ理由として，適切な栄養摂取が44.2%，温かい給食が33.7%といったところが大半を占めております。

31ページをお願いします。4のデリバリー給食について(1)の喫食状況でございます。デリバリー給食を食べていると答えた生徒は21%，食べたことはあるが今は食べていないと答えた生徒は12.3%，食べたことがないと答えた生徒が66%でした。

次に，(2)のデリバリー給食を利用しない理由でございます。

図17では，生徒の理由の複数回答を掲載しております。「家で弁当を作ってもらうから」が最も多く，続いて「おいしくない」「おかずが冷たい」などが主な理由でありました。

図18では，保護者の理由の複数回答を掲載しております。多かった理由順に，「おいしくない」「家庭の弁当が好き」「兄弟などの弁当と一緒に作る」が主な理由でした。

32ページをお願いします。5の給食時間についてでございます。図19の1行目を御覧ください。

給食時間が「十分」又は「ちょうどよい」と答えた小学生は78.2%，「短く食べきれないことがある」と答えた小学生は18.6%でした。2行目，3行目を御覧ください。

中学生は5割強が「十分」「ちょうどよい」と答えているが，5割弱については，「時間が短く食べきれない」と答えている結果となっております

図20を御覧ください。給食を食べ切れる時間については，小中学校ともに準備後，片付けを除く20分が多い結果となっております。

最後に，6のまとめでございます。(1)の小学校児童につきましては，味，温度，献立の各項目について，中学校生徒と比べて給食の評価が高くなっており，現在の給食に満足している状況が伺えました。

続きまして，(2)の中学校生徒ですが，自校調理校等は現状の給食に満足している状況が伺えましたが，一方で，デリバリー給食実施校の生徒はアンケート調査結果によりますと，実際に食べたことがない生徒が6割を超えており，食べる前から

敬遠されていることが伺えました。

(3)の教職員については、食育に関して選択制デリバリー給食では、給食と持参弁当が混在し、食育の役割を果たしづらい現状が伺えました。

(4)の保護者では、8割を超える保護者が給食室や給食センター方式を望む結果となりました。

また、自由意見欄には、弁当作りの負担についての記述もあり、中学校給食においても全員喫食の給食を望んでいることが伺えました。

なお、本件は3月議会の文教企業委員会にて御報告します。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の報告第4号「学校給食に関するアンケート調査結果(概要)について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 他市町のデリバリー給食の喫食率も呉市と同様に低い傾向にあるのでしょうか。
森 川 課 長 はい、デリバリー給食の喫食率は、全国的に低い傾向にあります。選択制であるということや、家庭で作る弁当には、自分の苦手な食べ物が入っていないということ等もあり、デリバリー給食が選ばれず喫食率が低い状況になっております。

船 尾 委 員 保護者の方は、共同調理場の建設等で給食の提供を希望されている方が多いようですが、呉市で給食センターや自校調理が対応できないのは予算の問題でしょうか。

森 川 課 長 旧市内の中学校については、給食室がなく、合併町の中学校については、合併前から給食室がある現状の中で、給食室を建設するということになりますと、多大な時間を要します。デリバリー給食ですと、持参弁当以外の給食を提供する方法としては最も早く対応できるとして、平成27年度から実施をしております。その当時に、もし給食室の建設を選択していたとしたら、現在も完全給食の実施は実現しておりません。

今後につきましては、いろいろな給食提供方法を検討しながら対応していく予定でございます。

船 尾 委 員 学校現場の状況について、給食時間が20分より短いから給食が食べきれないということでしょうか。

森 川 課 長 学校によって給食時間は様々でございますが、共同調理場方式等になりますと、配膳や片付けの時間も必要になるため、食べる時間が短くなってしまいうという現状があります。今後はこうした状況を解消できるよう、学校とも協議を図ってまいります。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
以上で定例会を閉会します。

(17:09)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 船 尾 慎)

(令和2年1月29日定例会)